

本当のねらいは貴金属！？

Q 昨日「要らない食器はないか」と電話があり、靴でもいいと言うので訪問を受けることにした。食器 10 点と靴 4 足を見せると「貴金属はないか」としつこく言われたので、18 金のネックレス 3 点と宝石付き指輪 4 点を渡し、総額 83,000 円で売却してしまった。よく考えると購入した時の金額には程遠いので、返品してほしい。

(60 歳代・女性)

A 訪問購入の場合は、消費者に一定の期間内（書面の受領した日を含めて 8 日間）であれば**クーリング・オフ**（契約以前の何もなかった状態に戻すこと）が認められており、その期間中は物品の引渡しを拒むことができます。すぐにクーリング・オフの手続きをしましょう。この他にも「着物を買う」と電話がかかってきたが、実際は「貴金属はないか売ってくれ」と強引だった・返してほしいと電話をしたいが連絡先がわからない・もう処分してしまった、等の悪質なトラブルも多くあります。訪問目的が最初と違った場合、きっぱりと断る勇氣も必要です。一人で対応しないこと。困ったときは消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）